

## 粉じん対策に係る計画の策定

ずい道等建設工事を実施しようとするときには、事前に、粉じん対策に係る計画を策定します。

粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等による換気の実施、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスクなどの有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施などを計画に盛り込むことが必要です。

